

萩市子ども・若者総合サポート会議要綱

(設置)

第1条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等（以下「関係機関等」という。）が連携して総合的かつ効果的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、萩市子ども・若者総合サポート会議（以下「総合サポート会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合サポート会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること。
- (4) その他社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関すること。

(組織)

第3条 総合サポート会議は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

(会議)

第4条 総合サポート会議に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、総合サポート会議が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 総合サポート会議の支援に必要な体制の整備に関すること。
 - (2) 総合サポート会議の年間活動方針に関すること。
 - (3) 総合サポート会議の活動の評価に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、総合サポート会議の目的を達成するために必要な事項
- 3 実務者会議は、別表に定める関係機関等の担当者から構成し、総合サポート会議の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者にかかる情報交換に関すること。
 - (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行っている事例の把握に関すること。

- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を推進するための啓発活動に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項
- 4 個別ケース検討会議は、個々の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の具体的な支援に当たり、当該支援に関係する関係機関等の担当者が、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
 - (2) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援方法及び関係機関等の担当者の役割分担の決定に関すること。
 - (3) 当該社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る支援の経過及びその評価に関すること。

(子ども・若者支援調整機関)

第 5 条 法第 21 条第 1 項の子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、萩市文化・スポーツ振興部文化・生涯学習課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 会議の運営に関すること。
 - (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。
 - (3) その他総合サポート会議の事務に関すること。

(会議の招集及び運営)

第 6 条 会議は、調整機関の長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、座長は、調整機関の職員が務める。
- 3 座長は、会議の進行を担当する。

(秘密保持義務)

第 7 条 総合サポート会議の構成員は、総合サポート会議の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協力要請)

第 8 条 総合サポート会議は、必要があると認めるときは、関係機関等以外のものに対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報保護に配慮しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、総合サポート会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総合サポート会議が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 5 日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	団体名
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・長北地区高等学校長会 ・萩市小学校長会 ・萩市小学校PTA連合会 ・萩市中学校長会 ・萩市中学校PTA連合会 ・萩市教育委員会学校教育課 ・萩輝きスクール ・萩私立幼稚園連絡会
保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県萩健康福祉センター ・山口県萩児童相談所 ・社会福祉法人萩市社会福祉協議会 ・萩市福祉政策課 ・萩市民生委員児童委員協議会 ・萩市高齢・障がい支援課 ・萩市子育て支援課 ・萩市保育協会 ・萩市健康増進課
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人萩市医師会 ・山口県臨床心理士会医療保健部会
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・萩公共職業安定所 ・社会福祉法人ふたば園障害者就業・生活支援センターほっとわーく
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ほうふ若者サポートステーション ・社会福祉法人霞峯会 みち草舎 ・萩市障害者生活支援センター ほっとすぺーす ・社会福祉法人霞峯会 支援センター ぴゅありんく ・萩ユースふれあいスペース
司法・警察	<ul style="list-style-type: none"> ・萩警察署生活安全課 ・萩地区少年相談員連絡協議会 ・萩調停協会 ・萩保護区保護司会
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・山口地方法務局萩支局 ・萩人権擁護委員協議会 ・萩市防災安全課 ・萩市市民活動推進課 ・萩市青少年育成市民会議
調整機関	<ul style="list-style-type: none"> ・萩市文化・生涯学習課